|  |  |
| --- | --- |
| 労働組合名 | 交通労連関西地方総支部 |

**１．統一要求方針**

|  |  |
| --- | --- |
| 賃上げ要求方針 | 職場環境改善の取り組み（働き方改革等） |
| 月　例　賃　金　等 | 【各種業種別部会の要求基準】○トラック部会　・現行所定内賃金6.5％以上(定昇相当分[賃金カーブ維持分]1.5％[3,654円]、賃上げ分[格差是正及び物価上昇分]5.0％以上[12,180円]、合計平均15,800円）。但し、単組、企業及び地域の実態を踏まえた要求を可能とする。○軌道・バス部会　・定期昇給相当分(賃金カーブ維持分)＋α(社会情勢を考慮した水準)を要求。α＝(1)物価上昇分＝2024消費者物価2.5％予測(2)地域最賃＝全国平均で51円引き上げ、平均1,055円　　　(3)人への投資＝働く者のモチベーションの向上、労働力確保　　3.90%（8,800円）＋α2.0%（4,500円）※各組合の実態に即した要求　　目標最低基準3.90%（8,800円）とし、各組合ともに前年実績以上を確保する。○ハイヤー・タクシー部会　・月例給に重きを置き4.29％程度の賃上げをめざす。①定期昇給相当分(賃金カーブ維持分)として年収の0.29％②実質生活向上分・物価上昇分・格差是正分として年収の2.57％○自動車学校・一般業種部会　・賃金カーブ維持分(定期昇給見合い分) 4,500円とベースアップ分(過年度物価上昇分＋格差是正1％程度)を踏まえた14,000円。 | １．要求の基準　(1)賃金　　・定昇もしくは定昇相当分（賃金カーブ維持分：1年1歳間差）の確認・確立　・社会規範となりつつある「人への投資」「価格転嫁」「公正取引」の流れを確かなものとし生活向上・格差是正をめざす。・地域別最低賃金（全国加重平均で51円（5.1%）増＝月額8,800円相当）　※中央最低賃金審議会が示した目安を27県で上回る結果となった社会合意の意義を十分に踏まえる。・月例の個別賃金水準を重視し、賃金水準や賃金引き上げ額の社会的横断化をめざす。　(2)臨時給　・基本は、年間での要求、賃金と同時要求・同時妥結　・臨時給も生活給の一部であり、賃金の後払いとしての性格を含むものであることを踏まえた取り組み２．労働時間短縮の取り組み　・勤務シフトや業務分担の見直し、適正な人員配置による安全対策の強化と生産性の向上、企業業績の拡大に労使一丸となって取り組む。　・「総労働時間が減っても年間総賃金が減らない」賃金体系の構築　・休息期間の協定化や休日増　　※36協定の届出に押印や署名は不要でも、協定締結時の労使の調印は必要。過半数組合がない場合、過半数代表者の適正な選出が不可欠。３．労働諸条件の要求　・健康起因事故の防止　・治療と職業生活の両立支援　・65歳（選択）定年制度の実現と一貫した賃金体系・制度の確立　・カスタマーハラスメント対策・改正育児・介護休業法への対応　ほか |
| 一　時　金　関　連 | 春　闘交渉時 | 【各業種別部会の要求基準】○トラック部会　・1人平均110万円中心○軌道・バス部会　・「年間臨時給として前年実績＋αの確保」を要求する。具体的には目標を5.0か月、最低でも3.50か月以上(前年実績3.24か月)とする。また、金額で要求する場合は、前年実績以上を要求する。○ハイヤー・タクシー部会　・臨時給制度がある場合、前年実績(年間)＋年収の1.43％。臨時給制度が無い場合は、①定昇相当分＋②実質生活向上分・物価上昇分・格差是正分を併せて4.29％。○自動車学校・一般業種部会　・6か月(最低4か月以上を獲得目標とし、前年実績がこれを上回る組合の獲得目標は、前年実績以上とする)　　 |
| 季　別交渉時 | 【夏季・年末】上記春闘時と同一基準 |

２．要求・回答・統一行動等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交渉時期 | 要求日 | 回答日（統一交渉日程含む） | 統一行動等 |
| 春闘時 | 原則として2月末まで遅くとも3月末までに提出 | ○解決目標　・第1ブロック(3～5月交渉組合)：5月末　　　　　　・第2ブロック(6月以降の交渉組合)：8月末 | ― |
| 夏季 | ― | ― | ― |
| 年末 | ― | ― | ― |

※本表は、大阪府が設定した項目に基づき、作成したものです。従って、各産別等要求方針の全てを記載しているものではありません。また、文言等は主旨の変わらない範囲で編集しています。

※季別（夏季・年末）交渉時の統一要求方針及び要求・回答・統一行動等は、一時金関連のみ記載しています。